

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第3部門第3区分  
 【発行日】令和3年2月25日(2021.2.25)

【公開番号】特開2019-131731(P2019-131731A)  
 【公開日】令和1年8月8日(2019.8.8)  
 【年通号数】公開・登録公報2019-032  
 【出願番号】特願2018-16070(P2018-16070)  
 【国際特許分類】

C 0 8 L 29/04 (2006.01)

C 0 8 L 23/04 (2006.01)

【F I】

C 0 8 L 29/04 S

C 0 8 L 23/04

【手続補正書】

【提出日】令和3年1月8日(2021.1.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(A) エチレン・ビニルアルコール共重合体 100質量部；及び、  
 (B) ピレスロイド系化合物 0.01～5質量部；  
 を含む熱可塑性樹脂組成物。

【請求項2】

(A) エチレン・ビニルアルコール共重合体 80～98質量%；と  
 (C) ポリエチレン 20～2質量%；  
 からなり、ここで上記成分(A)エチレン・ビニルアルコール共重合体と上記成分(C)ポリエチレンとの和は100質量%である、熱可塑性樹脂混合物 100質量部；及び、  
 (B) ピレスロイド系化合物 0.01～5質量部；  
 を含む熱可塑性樹脂組成物。

【請求項3】

上記成分(A)エチレン・ビニルアルコール共重合体のエチレンに由来する構成単位の含有量が10～80モル%である請求項1又は2に記載の熱可塑性樹脂組成物。

【請求項4】

上記成分(B)ピレスロイド系化合物がエトフェンプロックスを含む請求項1～3の何れか1項に記載の熱可塑性樹脂組成物。

【請求項5】

上記成分(A)エチレン・ビニルアルコール共重合体のエチレンに由来する構成単位の含有量が35～60モル%である請求項1～4の何れか1項に記載の熱可塑性樹脂組成物。

【請求項6】

請求項1～5の何れか1項に記載の熱可塑性樹脂組成物からなるフィルム。

【請求項 7】

請求項 6 に記載のフィルムを含む壁紙。

【請求項 8】

請求項 6 に記載のフィルムを含む化粧シート。